

## 令和5年乳幼児身体発育調査の概要について

## 1. 調査の目的(趣旨)

• 全国的に乳幼児の身体発育の状態やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健 指導の改善に資することを目的とします。 ※10年周期で実施(前回は平成22年(2010年)に実施)

## 2. 調査の対象及び客体

### (1)一般調査

全国の乳幼児を対象として、令和2年国勢調査の調査地区から3,000地区内の調査実施日において生後14日以上1歳未満の乳児及び、3,000地区のうちから抽出した2,000地区内の1歳以上小学校就学前の幼児を調査の客体とします。

### (2) 病院調査

全国の病院の中から、「令和5年3月医療施設調査(医療施設基本ファイル)病院分」及び「令和2年医療施設静態調査病院票」を用い、産婦人科又は産科を標榜し、かつ、令和2年10月1日現在で分娩の取扱がある、一般病床を有する150病院を抽出し、令和5年9月中に当該病院で行われる1か月健診を受診した乳児を調査の客体とします。

1



## 令和5年乳幼児身体発育調査の概要について

### 3. 調査の事項

(1)一般調査票

性別・生年月日、体重・身長等、運動・言語機能、現症又は既往症、栄養等、妊娠・出産時の状況、母の状況

(2)病院調査票

性別・生年月日・妊娠期間・胎児数・娩出方法等、母の状況、新生児の発育状態・栄養法、1か月健診時の状態

### 4. 調査の時期

(1)一般調査

令和5年9月1日から30日までの期間中に、市区町村長又は保健所の所長が日を定めて行います。

(2)病院調査

原則として、令和5年9月1日から30日までの期間中で、病院で1か月健診が行われる日に行います。

2



## 令和5年乳幼児身体発育調査の概要について

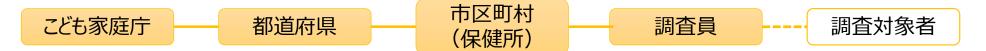
## 5. 調査の方法及び経路

(1)調査の企画は学識経験者の協力を得て、こども家庭庁成育局母子保健課が行います。

#### (2) 一般調査の実施

調査票は、調査対象児の計測、問診又は母子健康手帳からの転記若しくは調査対象児の付添人からの聴取により、 市区町村又は保健所が選定した調査員(医師、保健師等)が全て記入します。

調査に当たっては、調査対象児を会場に集める方法又は個別に調査対象児の世帯に訪問する方法で実施します。



#### (3) 病院調査の実施

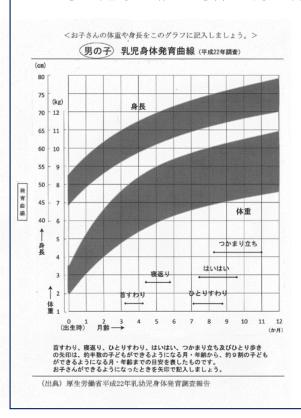
調査票は、1か月健診を受診した乳児の計測、問診又は病院記録からの転記により、報告者(病院の医師、看護師等)が全て記入します。病院調査における調査票の記入は、院内にて行います。

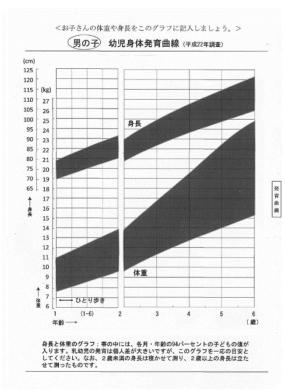
こども家庭庁 民間事業者 報告者 ---- 調査対象者

# (参考)調査結果の活用の例

## 身体発育曲線の作成

◇ 母子健康手帳の身体発育曲線を作成するために活用されます。





## 過去の調査結果

## 【授乳期の栄養方法の推移】

→ 平成22年においては、平成12年に比べ 人工栄養の割合が減少しており、また、 母乳栄養については、月齢が進んでもそ の割合が高くなっている。

